

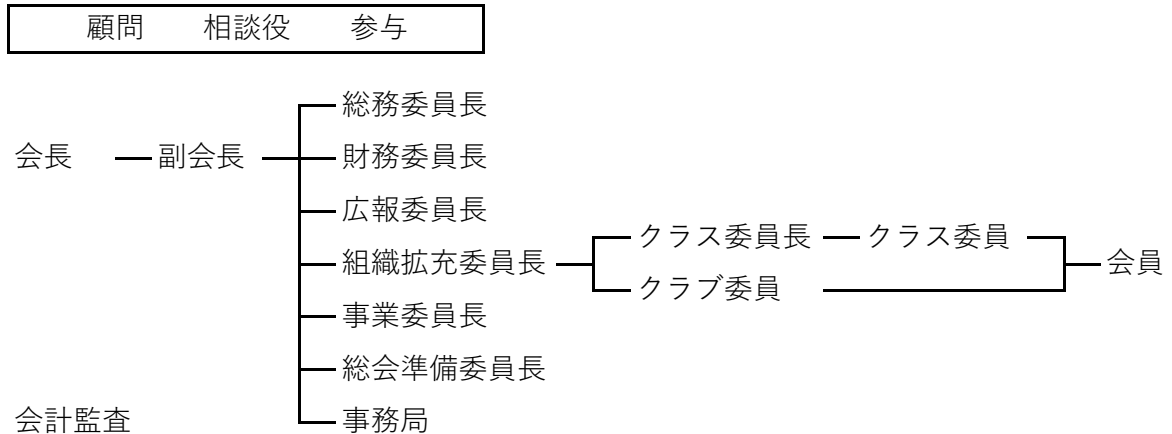
法政大学高等学校同窓会規約細則

第1条（目的）

規約細則は規約に定めのない事項を掲げ、会の運営を円滑にするためにもうける。

第2条（組織）

会の組織機構は次の通りとする。



第3条（役員を選出）

規約に定めのない役員を選出は、次の通りとする。

- (1) 顧問（元会長）、相談役（元副会長）、参与（元委員長・会計監査）は役員会の推薦により、総会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- (2) 総会準備委員長・副委員長は、総会開催に当たり役員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

第4条（職務分掌）

規約に定めのない職務分掌は、次の通りとする。

役員及び委員長・副会長は、次の職務を分担する。

- | | |
|------|--|
| 総務 | … 総務に関する事項を行う。 |
| 財務 | … 財務、会計に関する事項を行う。 |
| 広報 | … 会報の発行及び広報に関する事項を行う。 |
| 組織拡充 | … クラス委員長、クラス委員、クラブ委員との連携に関する事項を行う。休眠会員の掘り起こしを行う。 |
| 事業 | … 会員の親睦・交流を広げる。 |
| 総会準備 | … 総会準備に関する事項を行う。 |
| 会計 | … 会計事務を行う。 |
| 事務局 | … 会の事務全般を行う。 |

